

緊急発掘調査 [昭和 40 年 (1965) 10 月～]

昭和 40 年 (1965) の金関丈夫氏 (帝塚山大学) を団長とする発掘調査により、遺跡の規模の大きさと重要性が次第に明らかとなってきた。しかしながら、これと期を同じくして本格的な業者による硅砂採掘も始まつたのである。

同年 10 月より始まった緊急発掘は、国分直一氏 (水産大学校→東京教育大学)・金関恕氏 (天理大学) らを担当者として、昭和 37 年 (1962) に結成された下関始原文化研究会の会員を中心に行われた。彼らのほか、全国各地で活躍する多数の研究者の応援を受け、一般市民や学生などが手弁当で発掘調査に参加した。

報道によって全国に知れ渡ることとなった綾羅木郷 (台地) 遺跡の調査に対して、遺跡保存の機運は一挙に盛り上がった。市民の中からも遺跡保存の声が高まり、昭和 41 年 (1966) 5 月には、当時下関市長であった木下友敬氏を会長に「郷土の文化財を守る会」が発足した。

しかしながら、調査中は周囲をブルドーザーが走り回り、調査が終わるとともに遺構を壊すという状況がくり返された。休日も返上で調査に参加する者的心には、いつしか破壊される遺跡を保存したい、という情熱と確固たる使命感が芽生えていった。また、採掘業者や地権者との交渉に加え、調査の進行を日々調整した市教委担当者吉村次郎氏らの地道な努力や、調査参加者を縁の下で支えたたくさんの人たち尽力があつてこそものである。



調査開始前の作業説明



郷土の文化財を守る会の発足



灯火による夜間の遺構実測



接近するブルドーザー

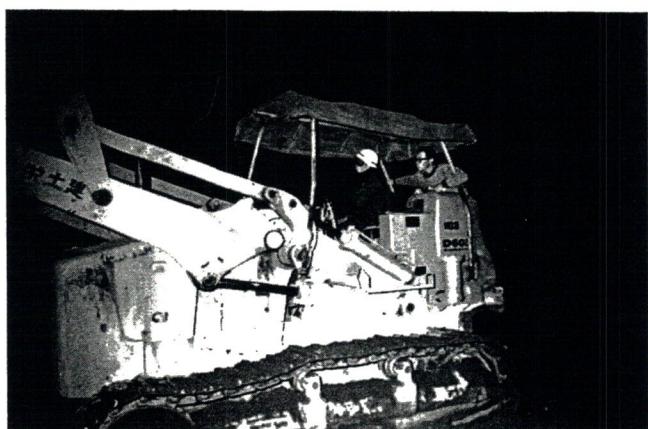
遺跡の破壊 [昭和 44 年 (1969) 3 月 8 日]

過酷な発掘調査は、すでに 4 年目に突入していた。全国的から保存の声が高まる中、下関市は国と保存計画について協議を行い、同時に、地権者とも史跡指定についての話し合いを重ねた。採掘業者の作業は日増しに早まり、夜半まで灯火の下で調査する学生や一般市民、下関始原文化研究会会員の疲労は限界に達し、双方とも焦りが増大していた。

このような状況の中、史跡指定によって砂石の採掘が不可能になることを恐れた業者は、昭和 44 年 (1969) 3 月 8 日の土曜日に多数のブルドーザーを工場に集結させた。不穏な情報を得ていた市教委は、万一の事態に備え関係機関へ連絡をとる一方、調査参加者全員に事態を説明した。

夕刻になって突然ブルドーザーが郷台地に向かって行進を始め、現地では「関係者以外の立ち入りを禁止する」という看板が立てられ、13 台のブルドーザーが遺跡の破壊を始めた。やがて到着した関係者や調査参加者、報道関係者の目前で遺跡の破壊は続けられ、調査関係者の中には、ブルドーザーの前に立ちはだかり阻止しようと試みる者も現れた。危険な攻防が展開される中、悪夢のようなじゅうりんは未明まで続いた。

翌朝、陽の光の下でこの状況を目の当たりにした調査参加者の中には、拳を握りしめ涙ぐむものもいた。しかし、史跡指定の申請を取り下げない場合、次は若宮古墳を破壊するという業者の通告もあって、調査関係者は翌日以降も徹夜の警戒態勢をとり、全員で若宮古墳の前で再びブルドーザーと対峙する準備をした。



遺跡の破壊



ブルドーザーの前に立ちはだかる調査関係者



破壊をやめるよう説得する調査関係者



ライトを点灯し破壊を行うブルドーザー

史跡指定 [昭和 44 年 (1969) 3 月 11 日]

前代未聞の遺跡破壊は、マスコミによって大々的に報道された。このような緊迫したこう着状態の中、通常、文化審議会への諮問、文化審議会における専門家の審議、文部大臣への答申を経て史跡に指定されるが、文化庁では 8 日土曜日の夜に破壊が行われたにもかかわらず、翌 9 日日曜日から 10 日月曜日にかけて異例ともいえる持ち回り決済を行い、11 日火曜日の朝には官報への告示とともに指定通知書の送達、という望みうる最高の措置がとられた。指定通知書は 11 日朝、文化庁担当者により下関市に持参され、下関市長、県教委と協議を行い、午前 11 時 20 分、若宮古墳のそばで「11 日付けで綾羅木郷遺跡は指定になり、文化庁から正式に通知を受けた。」との声明文が発表された。

声明の発表後、文化庁担当者は現地の状況を視察し、採掘業者の本社（愛知県）に指定書が到着したことを確認した上で、直ちにその写しを下関営業所に持参した。続いて、県教委及び市教委の担当者の随行のもと、地元土地所有者それぞれに指定通知書の交付を行い、今後の協力を要請した。

事件後、文化庁担当技官は現地の破壊状況を視察し、被害は史跡指定申請地約 42,000 m²のうち 20%ほどで、遺構の下部は破壊を免れている可能性があることを確認した。翌 4 月には、下関市教委は約 7,000 m²にわたり遺構の残存状況の調査を行った。

史跡指定以降

昭和 44 年 (1969) 3 月 9 日の業者による遺跡破壊後も、史跡指定地から外れた農地は硅砂の採掘が続行されたため、緊急発掘調査は昭和 47 年 4 月まで、通算 7 年間にわたって続けられた。

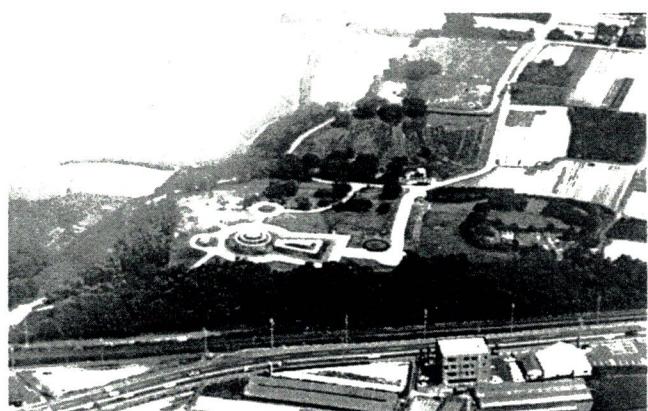
市教委と地権者の間で、抱えてきた問題解決を図っていた矢先の 6 月 9 日、採掘業者を原告として文部大臣を被告とする「史跡指定処分取消の訴」が東京地方裁判所に提訴された。その内容は、「文化財の保護は法の規定により、所有権、鉱業権、その他の財産権尊重を義務付けており、指定処分によって原告及び土地所有者の被害額（数十億円）と鑄物関連産業に及ぼす甚大な影響を与え、鉱業法の規定による、原告、土地所有者に対する補償がなされていない。また、関係者の完全な同意を得ていないので、史跡指定は違法であり、取り消しを求める」というわが国で初めて文化財保護に関する訴訟であった。

その後、長きにわたって口頭弁論が続いたが、昭和 56 年 5 月、東京地裁から和解勧告案が示され、同年 7 月 17 日の最終弁論で和解が成立し、係争に終止符が打たれた。

和解成立後は、直ちに史跡綾羅木郷遺跡環境整備委員会を組織し、その指導・助言のもと、史跡整備の計画が作成され事業が進められた。指定地西地区の整備は約 10 年をかけて平成 3 年度で終了し「古墳の森」として市民に公開され、平成 7 年 5 月には史跡指定地に隣接して考古博物館が開館した。



遺跡破壊後の確認調査



指定地西地区の整備終了状況

※ 以上、本文は一部下関市立考古博物館作成資料を引用、掲載写真は一部を除きグループ S Y S の撮影